

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年10月28日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	北海道
3. 市区町村名	足寄町
4. 届出番号	1
5. 独自利用事務の事例番号	9-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.town.ashoro.hokkaido.jp/shigoto/gyouseij.html

執行機関名 足寄町長

子どもの医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であつて主務省令で定めるもの	乳幼児及び児童医療費助成に関する条例(昭和48年条例第21号)による乳幼児等の保護者に対する医療費の助成に関する事務であつて規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	7	
③番号法別表第2の項	9	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		足寄町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第1 第1の項 乳幼児及び児童医療費助成に関する条例(昭和48年条例第21号)による乳幼児等の保護者に対する医療費の助成に関する事務であつて規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第1条	乳幼児及び児童医療費助成に関する条例(昭和48年条例第21号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 すべて国民は、 <u>児童</u> が心身ともに <u>健やかに</u> 生まれ、且つ、 <u>育成</u> されるよう努めなければならない。 2 すべて <u>児童</u> は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない。	第1条 この条例は、乳幼児及び児童医療費の一部をその保護者に助成することにより、疾病の早期診断と早期治療を促進し、もつて <u>乳幼児及び児童の保健の向上と福祉の増進</u> を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		乳幼児及び児童医療費助成に関する条例(昭和48年条例第21号) 乳幼児及び児童医療費助成に関する条例施行規則(昭和48年規則第15号の2)